

第17回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和7年10月31日（金）
午前9時28分から午前10時51分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・金丸委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 高妻局長・田中次長・野上・藏富・南崎
- 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:28	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第17回日南市農業委員会総会を開会いたします。 4番、金丸委員より欠席届が提出されております。 ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に15番の谷口宏文委員、16番の池田秀敏委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
事務局	提案理由の前に議案の修正をお願いいたします。総会資料11ページから12ページ、議案第4号、農用地利用集積等促進計画中間管理権設定、受付番号41番から45番につきまして担当委員が「金丸委員」とあるのを「神原委員」に修正をお願いします。同じく議案第4号、取り下げの申請が2件ありましたので、総会資料14ページ、受付番号70番、71番につきまして、削除をお願いします。これに伴いまして集計となる総会資料5ページの差し替えをお手元に配布しております。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました7件について、当農業委員会として許可すべきか否かをご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が7件で、受付番号1番から7番は、経営規模拡大のためとなっております。 次に総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました1件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、受付番号1番は、植林のためとなっております。 次に、総会資料3ページから4ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました12件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が11件で、受付番号1番から3番、8番から10番、12番は、植林のため、受付番号4番は、一般個人住宅用地のため、受付番号5番、7番は、駐車場用地のため、受付番号11番は、資材置場用地のためとなっております。賃借権設定が1件で、受付番号6番は、資材置場用地のためとなっております。 次に総会資料5ページから17ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、94件について、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容に

10:13	事務局	つきましては、中間管理権設定が86件、所有権移転が8件となっております。 次に、総会資料18ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました2件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、ご審議いただきますよう提案いたします。受付番号1番、2番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として、使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 提案理由の説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。 東郷・鶴戸地区と南郷地区が、会議室5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、別館1階会議室2、細田・大窪地区、北郷地区は、別館1階会議室3になります。以上の会場をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。 地 区 別 審 査 （各会場にて） それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、7件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。
	稲 山	17番、稲山です。受付番号1番について説明します。10月24日、譲受人立合いのもと現地調査を行いました。譲渡人については電話で確認をいたしております。申請地は、飢肥板敷の板敷研修センターより北西へ1kmぐらい入った荒平地区です。申請地は、日向夏みかんが植えてあり雑草に覆われていました。譲渡人は高齢のために管理ができないということで、譲受人に購入を依頼したとのことでした。譲受人は地区が高齢化により、荒れているのがしのぎないという事で、管理ができない山林とか農地を購入して地区の放棄地を少しでも減少しよう

稲 山	という風な考えで地区に貢献されているようです。問題はないと思います。よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告をお願いします。
井上(友)	2番、井上です。受付番号2番について説明します。譲渡人には確認がとれ、10月25日に譲受人と現地確認をしました。申請地は星倉にある総合病院の隣にある水田になります。譲受人によりますと、日高嶋にあり、農地が東郷インター周辺にできる工業団地の代替の農地のことです。譲渡人も高齢のため手放すとのことです。許可後は原形変更届を申請し、畑にしてからブドウを作付けするそうです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号3番について説明します。10月25日、譲受人立ち合いのもと現地調査、確認を行いました。なお、譲渡人は都城在住なので、10月24日、電話にて確認をいたしました。申請地は、大字益安小路の1筆及び益安神社付近にある大字益安桑鶴の2筆です。県道日南高岡線の益安交差点から北郷方面に1kmくらい行ったところの道路を挟んだ右側と左側に位置します。譲渡人は、他の方に個人間で耕作を頼んでいましたが、相続により所有した土地で遠方に居住しており、管理できないので処分したいと思っていました。譲受人も水田として整備されている本申請地を取得して、安定した農業経営を営みたいとのことです。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
徳 井	9番、徳井です。受付番号4番について説明します。10月29日、電話にて確認しました。申請地は、大藤橋から北郷方面へ300mほど行った所の右手にあるハウスです。譲渡人は、経営規模縮小、離農に近い経営規模縮小ということであり、譲受人についてはピーマン等を作付けしており、申請地についてもピーマンの作付けがされておりました。特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号5番、6番について、担当委員より報告願います。

田 中	18番、田中です。受付番号5番、6番について説明します。5番と6番は譲受人が同じで、字も同じ所にあるということで一緒に説明いたします。10月26日に譲渡人、譲受人に電話確認しております。申請地は、潟上小学校から南郷北方線を串間方面に1.5kmほど行った潟上神社の裏手に位置し、直線距離で150mほど行った畑です。申請地は、受付番号5番の譲渡人の夫が、10年ほど前までは牧草地として利用されていた所で、現在はかなり荒れている状況であります。譲受人に確認した所、そこでミカンを植えるというような事で答えられました。私たちも農業をされるという事であれば、今後、南郷の部会として注視していきたいと思っております、この3条については問題ないのかなと思っております。6番も一緒に、隣にある畑です。よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
池 田	16番、池田です。受付番号7番について説明します。8月に譲受人、9月に譲渡人から申請地の売り渡しについて相談がありました。10月27日に調査、現地の確認を行いました。申請地は、南郷駅から県道北方南郷線を南西に約500m進んだ所にあるJA機械センター前の右手にある民家裏手に隣接する農地であります。この一帯は、数枚の水田が県道、山、住宅に囲まれており、水利が悪く、全ての水田が10年以上、耕作されていない状況となっています。譲受人は経営規模拡大を目的として盛り土をおこない、金柑を植栽する計画をしているということでございます。許可することに問題はないかと考えられます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。 私の方から1点だけよろしいでしょうか。受付番号2番ですけれども、譲受人が実際、今、日高嶋でブドウを栽培されているという事で今回ブドウを作付けされるということですが、作付けされると思うんですけども、ただ面積が広いのでそのところを今後、実際、注視していただきたいなと思います。
議 長	ほかにございませんでしょうか。
平 部	14番、平部です。5番・6番で南郷地区の案件ですが、譲受人が北郷町郷之原の方ということで、北郷地区の方はこの譲受人をご存知ですか。ミカンを5反くらい作ってらっしゃるようになっていましたけれども、ミカンの品種とか分かるのかと、5反ですので、とりあえず品種を知りたいです。ご存知ですか。
高 崎	品種までは分かりません。普通のミカンだと思います。

10:23	議 長	議受人については、やる気もあるということで南郷の部会の方でも注視されるということですね。
	平 部	そうですね。南郷部会の方で分からない点があったのでお聞きしたいなと思って。以上です。
	議 長	何かほかにございませんでしょうか。
	全委員	ありません。
	議 長	ないようですので、では議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定しました。
		次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。欠席の金丸委員に代わって説明します。10月24日、代理人立ち合いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷2区、日南市役所酒谷支所から北へ1.5kmほどにある山林の一部です。申請人は、所有権移転登記を行う際、転用許可が必要であることが発覚し今回の申請に至ったようです。周囲に影響を与える農地はありません。今後も山林として適正管理していくとのことです。始末書も添付されております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
	議 長	ただ今の担当委員の報告について、質疑はありませんか
10:24	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、12件の審議をお願いします。

議 長	それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番、2番について説明します。まず受付番号1番について説明します。10月25日に現地確認しております。申請地は広域農道の永吉交差点より内の迫地区に1kmくらい入っていくと人家があり、その手前左にコンクリート舗装の道が広域農道まで抜けており、その中間点になります。周囲はすべて急峻な山林で何ら問題ないと思います。これは相続財産で、すでに杉が植林されており、始末書が添付されておりますので問題ないと思います。譲受人は、林業会社で5年以内に伐採後、植林し育成管理するとのことでした。 続いて2番について説明します。10月24日に現地確認しました。申請地は、広域農道と国道の楠原交差点より広域農道を吉野方方面へ800mくらい行った所の左上の台地になり、ミカン園と太陽光発電が少しあり、それ以外の周囲は杉・雑林等の山林になっております。相続財産ですすでに杉が植林され、始末書が添付されておりますので、問題ないと判断しました。杉は数年前に伐採されて雑木等が繁茂しておりました。譲受人は、林業会社で広葉樹を植林、育成し40年以内に伐採することです。以上です。
議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号3番について説明します。10月27日に譲受人、譲渡人に電話確認ののち、現地調査を行いました。申請地は、旧酒谷中学校、現在の特別介護老人ホームの東側の裏手200mほどに位置する280㎡の畑です。申請理由は、譲渡人が高齢により管理が難しくなったためとのことです。地目は畑ですが植林され現在は山林化しています。今回の所有権移転に際し、無断転用が発覚しました。譲渡人からは始末書が添付されています。譲受人である林業会社からは造林計画書も提出されています。問題ないと判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
山 本	12番、山本です。受付番号4番について説明します。10月24日、現地調査しました。譲受人、譲渡人には電話にて確認しました。申請地は、戸高三丁目で、日後谷地区にある生コンクリート会社北側の妻手川支流の北東側100mぐらいの所にあたります。譲渡人は譲受人の要望で手放すとのことでした。

山 本	譲受人は、現在アパートに住んでいますが本申請地に自宅を建築する計画となっております。なお建築にあたって隣接地は農地なので、ブロックで擁壁を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は市道側溝に流して生活雑排水は合併浄化槽で処理して、側溝へ流す計画となっております。許可妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
田 端	3番、田端です。受付番号5番について説明します。10月29日に現地に行って話をしました。本申請地は、昭和17年頃に父親が購入して農地として利用していたらしいのですが、奥の方にある自分の所の工場に出入りするのに駐車場がないということで、駐車場を勝手に作ったような感じだそうです。今回、駐車場拡張のため、譲渡する際に発覚した案件です。譲渡人も初めて知ったような状態で始末書も提出されています。すでに一部は、完全に埋めてありますので、仕方ないということおかしのですが、認めざるを得ないんじゃないかなと思います。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号6番について説明します。申請地は、下隈谷地区で下隈谷公民館から山王方面へ200mくらい行った左側の水田になります。10月26日、譲受人立ち合いのもと現地調査をしました。この案件は、当該水田に鉄板が数枚、引き詰めてあったため調査にしたところ、切り出した木材の一時置場として使うということでしたので、許可なく水田利用できない旨説明し、指導して許可申請をしてもらった案件です。始末書も添付されています。譲受人は林業者であり1年間、使用したいとのことでした。10月25日、貸人、借人に確認しました。隣接地も貸人の水田であり、問題ないと判断しました。審議方よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号7番、8番について、担当委員より報告願います。
平 方	東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号7番、8番について説明します。10月24日、譲受人の自宅を訪問し、現地確認調査を行いました。譲渡人には10月25日、電話にて確認しました。申請地は、大字殿所で譲受人の自宅の横に位置します。譲受人は令和3年8月に住宅を新築しましたが、敷地が狭く駐車場スペースが無く自宅横の申請地

平 方	を譲渡人より譲受け車庫を建築したそうです。今回、譲渡人により所有権移転登記の催促があり手続きを進めました。ところが、本申請地を転用許可得ずして利用していることが判明し、今回の申請に至りました。譲受人からは県知事に対して始末書も添付されています。境界線等も地籍調査等により明確になっています。土地改良区外でもありますし、何も問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。 続きまして8番について説明いたします。10月26日、譲受人立ち合いのもと現地調査、確認を行いました。譲渡人は熊本市在住で遠方なので、10月24日、電話にて確認の主旨等を説明いたしました。申請地は、県道28号線、福谷川沿いの市道を約1km山間部に入り込んだところで、地目は田の6筆、畑1筆です。周りは山林です。譲渡人は当該地を平成7年に相続しましたが、相続した時はすでに植林されていて山林そのものでした。農地転用の知識がなく、県知事の許可申請が必要とは全く考えていなかったそうです。このたび始末書等を添えて譲渡の申請に至りました。譲受人は林業を本職としていますが、地域森林計画に基づく適切な森林管理を行えると思います。また周りの山林も譲受人が購入され、伐採事業を行われています。多方面には害はないと思いますが、必要に応じて土砂等の流出を防止するよう指導いたしました。土地改良区の管轄外でもあります。何ら問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号9番について、担当委員より報告願います。
川 添	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号9番について説明します。10月24日、譲受人に電話をし、10月25日、本人立ち合いのもと現地確認をしました。申請地は、国道220号、富士から北郷方面へ約20分行くと製茶所がありますが、その角を右折して山頂方向へ約2km行ったところに市道を挟んで4筆、あとの4筆は製茶所からさらに北郷方面に100mほど行った道路の下の方に譲渡人の自宅があります。そこの周辺になります。譲渡人が平成8年に相続した時には、植林がされており今回の売買において判明したことです。譲受人は伐採後、植林し適切に管理をしていくということです。始末書も添付されていて問題ないと思いますが、審議方、よろしくをお願いします。
議 長	続きまして、受付番号10番、11番について、担当委員より報告願います。
杉 本	10番、杉本です。受付番号10番、11番について説明します。まず10番について、10月27日に現地確認と電話にて聞き取り調査をいたしました。申請地は、細田萩之嶺、東下

10:39	杉 本	中地区にあるガソリンスタンドから大窪方面へ300m進んだ右側にある建設会社の資材置場裏手の北側20mほどのところになります。譲渡人は、宮崎に住んでいるのでなかなか管理ができず、財産整理をしており、今回の申請になったとのことでした。譲受人も間違いありませんとのことでした。現在、杉の伐採をされており、杉を植林して適正に管理しますとのことでした。始末書も添付されており、許可は妥当と判断いたしました。 続きまして11番について説明します。10月27日に現地確認と、譲受人は、沖縄に仕事で行かれておりましたので、電話で聞き取り調査をいたしました。申請地は、細田萩之嶺、東下中地区で萩之嶺バス停隣の消防細田分団5部の詰め所から南の方向へ水田の真ん中を100m行った右側になります。譲渡人は、昭和60年8月に相続により取得しましたが、すでに倉庫が建っており、今回、令和7年7月に譲受人に土地の贈与をしようとしたところ農地であることが分かり、今回の申請になったとのことでした。今後も宅地として利用し、土建業の資材置場用地として利用したいとのことでした。始末書も添付されており許可は妥当と判断いたしました。
	議 長	続きまして、受付番号12番について、担当委員より報告願います。
	山口(雄)	南郷地区農地利用最適化推進委員の山口です。受付番号12番について説明します。10月27日、調査を行いました。申請地は、榎原地区の国道沿いにある林業会社から南郷方面に200mくらい行った津屋野地区に行く道を道なりに進み、高平山という方に行き、1kmほど登ったところにその畑があります。譲受人は、申請地を山林として管理されとのこと、特に何も問題はないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第3号は許可相当とすることに決定しました。 次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、86件の審議をお願いします。

	議 長	それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	山口(光)	17番、山口です。受付番号1番、2番について説明します。1番、2番案件とも旧楠原土地改良区の下耕整地区になりますので続けて説明します。10月28日、借受予定者に電話確認しました。貸付者には10月28日、10月30日に電話連絡しましたが、宮崎市在住で連絡が取れませんでした。現地調査は10月30日に実施しました。申請地は、飢肥のガソリンスタンド前の国道220号線と市道との交わるT字路の交差点を右折して、吉野方方面に80mくらい走った道路沿いの右側の2筆になります。これが1番案件になります。 受付番号2番は、さらに200m走ると右側に4～5mの農道があり、左側にある日南市浄水場の4号水源地から100m先の右側の2筆になります。中間管理権設定の更新ですので問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号3番から5番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号3番から5番について説明します。まず受付番号3番については、県道と広域農道との交差点より県道を吉野方方向の畔ノ丸地区へ800mほど向かうと民家が密集しており、その裏側になります。 受付番号4番は、同じく畔ノ丸地区で2kmくらい行ったところの川の隣接地の北側にビニールハウスがあり、その一角になります。これは農事組合法人が耕作されるということでした。 受付番号5番は、県道と広域農道の永吉交差点より、県道吉野方の方へ約300m行った橋の手前より右に倉掛地区に入り、約500m行くと川の左側に水田地帯が広がっており、そこから約300mのところになります。受付番号3番・4番・5番とも農事組合法人が耕作されるということです。これは更新ですので何ら問題ないと考えます。
	議 長	続きまして、受付番号6番から69番、72番から87番について担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。欠席の金丸委員に代わり説明します。受付番号6番から40番、46番から69番、72番から87番について説明します。10月25日に現地調査を行いました。申請地は、酒谷2区中津留地区に広がる農地の一部です。全て農地は適切に管理されており、農地バンクの案件で問題ないと判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

10:46	神 原	受付番号４１番から４５番については金丸委員本人に関わる案件ですので、私自身が現地調査を行いました。１０月３０日に申請者に電話確認ののち現地調査を行いました。申請地は、国道２２２号線から日南市内から酒谷方面へ進む途中にある木材会社を過ぎた辺りの南に広がる農地の一部です。適切に管理されており農地中間管理権の更新の案件で、何ら問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号８８番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号８８番について説明します。１０月２４日、申請者に連絡して調査いたしました。申請地は、榎原神社から北に２．５kmほど行ったところに札之尾ふれあいセンターがあり、そこからさらに５００m行ったところです。中間管理権設定で、親子関係でございますので問題ないと思います。よろしくお願いします。
	議 長	ただ今の各担当委員からの報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第４号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第４号、農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定は同意することに決定しました。 次に、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について、８件の審議をお願いします。 それでは、受付番号１番から５番について、担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。金丸委員の代わりに受付番号１番から５番について説明いたします。１０月２５日に譲受人立ち合いのもと現地確認をしました。申請地は、酒谷２区中津留地区に広がる農地の一部と酒谷４区下津留地区に広がる農地の一部です。すべての農地は適切に管理されており、農地バンクの案件で問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号６番、７番について、担当委員より報告願います。

10:48	徳 井	9 番、徳井です。受付番号 6 番、7 番について説明します。10 月 29 日に電話にて確認しました。受付番号 6 番、7 番の譲渡人については、親子関係でありますので、一緒に説明したいと思います。譲渡人については離農ということです。譲受人については、就農してまだ間もないですが、勢力的に経営を頑張っておられますので、何ら問題ないと思います。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	18 番、田中です。受付番号 8 番について説明します。10 月 27 日に譲受人、譲渡人に確認はしております。申請地は、先ほど説明した瀧上神社から市木に抜ける県道を 1.5 km ほど市木方面へ行った左にある水田です。譲渡人が相続により取得され、県外在住のため今回話がまとまったようです。譲受人はその地区で水田等、適切に管理されている方で問題はありません。よろしくお願いします。
	議 長	ただ今、各担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について、同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に議案第 5 号、非農地証明願について、2 件の審議をお願いします。 それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鵜戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号 1 番について説明します。申請者は、病気療養のため、娘さんに話を聞き、10 月 24 日、現地確認調査を行いました。申請地は、大字松永限陣です。県道 28 号線の松永交差点と清掃公社の間にある 260 m ² の田です。現況は、雑木と竹林が生い茂り、農地に復元するのは困難な状況です。当該事項 4 項に該当することを確認いたしました。従って本証明願いは妥当と判断いたしました。何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

10:51	議 長	続きます、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号2番について説明します。10月25日、申請者に連絡して現地調査いたしました。申請地は、榎原神社の駐車場に隣接しているところです。10年以上、耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難だと思いました。以上のような状況であり、問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第5号について証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定しました。
		議事が終わりましたので、その他に移ります。
		事務局説明をお願いします。
	事務局	<その他報告>
	議 長	以上で総会の全てを終了します。

第17回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平賀祐史 

署名委員

谷口宏文 

池田孝叙 